

年管企発 0228 第 3 号  
年管管発 0228 第 6 号  
令和 7 年 2 月 28 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿  
年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省年金局事業管理課長  
( 公 印 省 略 )

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う  
事務取扱等について

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第13号。以下「改正省令」という。)が令和7年2月21日付で公布され、公布日から順次施行される。

改正省令の趣旨及び内容は、「厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について」(令和7年2月21日付年管発0221第1号厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知)により通知したところであるが、改正省令の施行後の年金事務手続における公金受取口座情報の登録等については下記のとおり取り扱うこととしたため、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、本通知の記2の内容は、デジタル庁と協議済みであることを申し添える。

## 記

### 1. 年金請求書の記載事項の簡素化について

改正省令による年金請求書の記載事項の簡素化の施行日である令和7年3月1日時点で現にある請求書については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

### 2. 年金請求書における公金受取口座の登録意思の確認について

#### (1) 登録対象手続

登録が可能な手続きは、国民年金、厚生年金保険の給付に係る老齢・障害・遺族・寡婦

年金請求書（新法に係る年金請求書に限り、未支給請求書を除く。）とすること。

なお、マイナポータル及び e-Gov を利用した電子申請による年金請求においては、年金の振込先は公金受取口座となっていることなどから、本通知における登録の対象とならない旨申し添える。

#### （２）年金給付の受取口座を公金受取口座として登録する際の意味確認

年金給付の受取口座を公金受取口座として登録すること（以下「公金受取口座登録」という。）を希望する者は、年金請求を行う際に、その旨の意思表示を行うこと。意思表示は、請求書の「公金受取口座の登録意思」欄に登録の有無を記入すること等により行うこと。

登録の意味確認は、年金請求書の記載内容を確認することにより行うが、「公金受取口座の登録意思」欄に記載がない場合は、登録の意思がないものと取り扱うこと。

#### （３）公金受取口座として登録する意思が確認できた場合の取扱い

年金受取口座を公金受取口座として登録する意思が確認できた場合は、年金受給権者（ただし、年金が振込不能となった者、海外居住者及び日本年金機構において把握しているDV被害者は除く。）の年金受取口座情報等をデジタル庁へ提供すること（提供を受けたデジタル庁において、年金受給権者へ公金受取口座の登録結果通知を送付する）。

#### （４）登録事務の開始時期等

公金受取口座登録の事務については、令和7年6月1日から開始すること。

ターンアラウンドの年金請求書については、令和7年の6月生月者宛て発送分から改正省令を反映した様式とし、年金事務所等に設置する各種帳票については、令和7年6月1日から改正省令を反映した様式とすること。なお、令和7年6月1日時点で現にある請求書については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

#### （５）公金受取口座登録の事務の取扱い

２（１）の登録対象手続について、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団で受付を行う際（厚生労働大臣が裁定する年金がない請求書を受付する場合を除く。）においても、２（２）と同様の取扱いを実施すること。